



2 りこん 離婚

にほん すんでいる がいこくじん りこん しやくしょ くやくしょ りこんとどけ りこん
日本に すんでいる 外国人が 離婚するときは 市役所や 区役所に 離婚届<離婚を しらせるもの>を
だ じぶん くに とど だ
出して ください。それから 自分の 国の たいしかんや りょうじかんに しらせます。いろいろな 届けを 出さ
なければなりません(3)を ^{けっこん}みて ください。結婚のときと おなじです。

りこんとどけ

2-1 離婚届

りこん しやくしょ くやくしょ りこん だ りこんとどけ
離婚したとき 市役所や 区役所に 離婚したことを しらせなければいけません。そのとき 出すものを 離婚届
と います。

りこん
離婚の しかたは 4つ あります。

りこん おっと つま ふたり はな りこん
○きょうぎ離婚: 夫と 妻が 2人で 話しあって 離婚を きめる。

りこん おっと つま はなし ひとり き はな りこん
○ちょうてい離婚: かていさいばんしょが 夫と 妻の 話を 一人ずつ 聞いてから 話しあって 離婚を
きめる。

りこん はな りこん
○しんばん離婚: 話しあって きめることが できないとき かていさいばんしょが 離婚を きめる。

りこん りこん
○さいばん離婚: かていさいばんしょで さいばんして 離婚を きめる。

(1) にほんじん がいこくじん りこん 日本人と 外国人が 離婚するとき

りこん にほん りこん じぶん くに
離婚のときは 日本の 離婚の ルールのとおりにします。それから 自分の 国の たいしかんや りょうじかん
りこん りこんとどけじゅりしやうめいしょ しやくしょ くやくしょ りこんとどけ
にも 離婚を しらせて ください。そのとき 離婚届 受理証明書<「市役所や 区役所が 離婚届を うけと
りこんとどけじゅりしやうめいしょ しやくしょ くやくしょ
った」と かいてあるもの>が いるかもしれません。離婚届 受理証明書は 市役所や 区役所で もらって
りこん くに
ください。離婚に ひつようなものは 国によって ちがいます。くわしいことは たいしかんや りょうじかんに き
いて ください。

こ しんけんしゃ こ おや しんけんしゃ こ
子どもが いるときは 親権者<子どもの せわをする 親>を きめます。そして 親権者の なまえと 子
だ
もの なまえを かいて 出さなければいけません。



ひつようなもの	だ 出すところ/きくところ	いつ	だ 出す人
1 離婚届(市役所や 区役所で もらう) ※ほかの おとな 2人の サインと いんかん(はんこ)が いる		りこん <きょうぎ離婚のとき> いつでも 出すことが できます	りこん <きょうぎ離婚のとき> おっと つま 夫と 妻
2 日本人は 戸籍謄本 1つ	おっと つま 夫か 妻の すんでいるとこ	りこん <ちやうてい離婚、しんぱ ろか 日本人の 本籍地く	りこん <ちやうてい離婚、し んぱん離婚、さいば
3 パスポート	にほんじん ほんせきち ろか 日本人の 本籍地く	りこん りこん ん離婚、さいばん離婚	りこん <ちやうてい離婚、し んぱん離婚、さいば
4 在留カードや 特別永住者証明書な ど (A 新しい在留制度4-2 を みて ください)	ほんせき 本籍の あるところ>の しゅくちやうそん しやくしよ 市区町村の 市役所や くやくしよ 区役所	りこん りこん のとき> ちやうてい、しんぱん、さ いばんの けっかが き まってから 10日の あ いだに 出します	りこん ん離婚のとき> もうしたてにん 申立人<さいばん い ひと したいと 言った人>
5 <ちやうてい離婚、しんぱん離婚、さいば ん離婚のとき> ちやうてい調書、しんぱん書、はんけつ 書の 謄本と 確定証明			

※離婚届 受理証明書<「市役所や 区役所が 離婚届を うけとった」と 書いてあるもの>が ほしいとき
 は 離婚届を 出したあとに もらって ください。

● 離婚したくないとき

日本人の 夫か 妻が あなたに なにも 言わないで 離婚届を 出すことが できます。あなたが 離婚した
 なくても 市役所や 区役所が その 離婚届を うけると 離婚してしまいます。

あなたが 離婚したくないときは 日本人の 本籍が あるところか、すんでいるところの 市役所や 区役所へ
 いきます。そして 離婚届の 不受理申出<離婚届を うけとらないように たのむもの>を 出します。

あなたが 離婚届の 不受理申出を 出せば、市役所や 区役所は あなたの 夫か 妻からの 離婚届を
 うけとることが できません。

● 在留資格の 変更<変えること>

外国人は 日本人と 離婚したら 「日本人の 配偶者<夫・妻>」では ありません。入国管理局で
 在留資格を 変えなければいけません。在留期間<日本に すむことが できる 年>を 長くすることは でき





C 結婚・離婚

▲ C 結婚・離婚 のトップへ

ません。そのまま 日本に すみたいときは ほかの 在留資格を とらなければいけません(B 在留資格 2-8 を みてください)。

● 結婚したときに 夫と 妻の りょうほうの 国へ 結婚を しらせた場合

日本と 自分の 国と どちらにも 離婚したことを 知らせなければいけません。離婚を しらせなかったら 再婚 <もういちど 結婚すること> できません。自分の 国にも かならず 離婚したことを しらせて ください。

見本

離婚届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日	電話 平成 年 月 日					
届 出	届 出					
送付 平成 年 月 日	氏 印					
届 出	届 出					
書類調査	戸籍記載	記載調査	再 考 要	附 票	任 氏 票	真 別

(1) 氏 名 夫 氏 妻 氏

生 年 月 日 年 月 日 年 月 日

住 所 香 地 香 地

(2) 本 籍 香 地

(3) 父 母 の 氏 名 夫 の 父 続 き 柄 妻 の 父 続 き 柄

(4) 婚 約 の 種 別

(5) 未 成 年 の 子 の 氏 名

(6) 回 居 の 期 間

(7) 別 居 す る 前 の 住 居

(8) 別 居 す る 後 の 住 居

(9) 夫 妻 の 職 業

届 出 人 夫 妻

事 件 簿 番 号

住所を定めた年月日

夫 妻

連絡先

電話

自治・勤務先・携帯

字は略さず丁寧に書いてください。



みほん
見本

和筆や直書きのインキで書かないでください。
筆順者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届出は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない住所に出すときは、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの：
調停離婚のとき → 調停調書の謄本
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき → 和解調書の謄本
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

		証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名	印		印
生 年 月 日		年 月 日	年 月 日
住 所		番地 番 号	番地 番 号
本 籍		番地 番 号	番地 番 号

- 父姓がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけをかいてください。
意父姓についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
- 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自筆してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印をご持参ください。

(2) りこん ふたり が いこくじん
離婚する 2人が 外国人のとき

りこん くに ふたり くに
離婚の ルールは 国によって ちがいます。くわしいことは 2人の 国の たいしかんか りょうじかんに きいて ください。

